

これまで生鮮食品と一部の加工食品の原料だけに原産地表示が義務づけられていましたが、平成16年9月にJAS法に基づく加工食品品質表示基準が改正され、生鮮食品に近い加工食品20食品群にも主な原材料の原産地表示が義務づけられました。

移行期間を終える、平成18年10月2日以降に製造、加工された当該食品には表示が必要となります。
なお、主な原材料とは、原材料に占める重量割合が50%以上のものをいいます。

農産加工食品

- ①乾燥きのこ類、乾燥野菜及び乾燥果実 ②塩蔵きのこ類、塩蔵野菜及び塩蔵果実
③ゆで、または蒸したきのこ類、野菜及び豆類並びにあん
④異種混合したカット野菜、カット果実、その他野菜、果実及びきのこ類を異種混合したもの
⑤緑茶 ⑥もち ⑦いりさや落花生、いり落花生及びいり豆類 ⑧こんにゃく

水産加工食品

- ⑨素干魚介類、塩干魚介類、煮干魚介類及びこんぶ、干のり、焼きのり、その他干した海藻類
⑩塩蔵魚介類及び塩蔵海藻類 ⑪調味した魚介類及び海藻類
⑫ゆで、または蒸した魚介類及び海藻類 ⑬表面をあぶった魚介類 ⑭フライ種として衣を付けた魚介類

畜産加工食品

- ⑮調味した食肉 ⑯ゆで、または蒸した食肉及び食用鳥卵 ⑰表面をあぶった食肉
⑱フライ種として衣を付けた食肉 ⑲合挽肉、その他異種混合した食肉

その他

- ⑳上記「異種混合」以外の生鮮食品を異種混合したもの

原料原産地の表示方法は？

国産品の場合は「国産」等と表示し、輸入品の場合は「原産国名」を表示します。
国産品は、都道府県名及び一般に知られている地名等で表示することもできます。

ぜんぶで
20食品群！

基本的表示方法

名称	あじの開き
原材料名	真あじ(国産)、食塩
内容量	1尾

又は

名称	あじの開き
原材料名	真あじ、食塩
原料原産地名	国産
内容量	1尾

複数の原料原産地表示方法

名称	乾燥〇〇
原材料名	〇〇(A国、B国、その他)、××、△△
内容量	100g

重量の多いものから記載。
3箇所以上は「その他」と記載することができる。

別途表示する方法

名称	乾燥〇〇
原材料名	〇〇、××、△△
原料原産地名	商品名下部に記載
内容量	100g

(別記)

商品名 □□□
原料〇〇の原産地名：A国

詳細については、下記までお問い合わせください。

【お問い合わせ先】

農林水産省 中国四国農政局 徳島農政事務所 表示・規格課
〒779-0943 徳島市中昭和町2丁目32番地 TEL088-622-6135 FAX088-655-9136

